

○習志野市障がい者職場実習奨励金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障がい者の雇用機会の拡大及び事業者の障がい者雇用の促進を図るため、障がい者を職場実習に受け入れた事業者に対し、予算の範囲内において交付する、習志野市障がい者職場実習奨励金（以下「奨励金」という。）について、習志野市補助金等交付規則（平成 20 年規則第 12 条。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者 市内に居住する者で、次に掲げるものをいう。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する身体障害者

イ 法第 2 条第 4 号に規定する知的障害者

ウ 法第 2 条第 6 号に規定する精神障害者

エ その他アからウまでと同程度の障がいがあると市長が認める者

(2) 職場実習 職場における作業手順、知識及び技能を習得させ、作業環境に適応させる訓練をいう。

(交付対象者)

第 3 条 奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者のあつせんにより、障がい者を職場実習に 5 日以上受け入れた事業者とする。

(1) 公共職業安定所

(2) 法第 27 条第 2 項に規定する障害者就業・生活支援センター

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 13 項に規定する就労移行支援を行う事業所

(4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 72 条に規定する特別支援学校

(5) 学校教育法第 81 条第 2 項に規定する特別支援学級を設置する中学校及

び高等学校

(6) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設

(7) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、職場実習に受け入れた障がい者1人につき、1回当たり20,000円とする。ただし、職場実習に受け入れた事業所が市外の事業所である場合は1人につき、1回当たり15,000円とする。

（交付の制限）

第5条 奨励金は、1の年度において、同一の障がい者を受け入れた職場実習の回数が3回を超えるときは、その超える部分については交付しない。

（交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、習志野市障がい者職場実習奨励金交付申請書（第1号様式）に第3条の交付対象者であることを証する書類を添付し、市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、奨励金の交付の可否を決定し、その旨を習志野市障がい者職場実習奨励金交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた事業者は、習志野市障がい者職場実習奨励金交付請求書（第3号様式）により市長に請求しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条）

習志野市障がい者職場実習奨励金交付申請書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者 所在地

事業所名

代表者名

(事務担当者)

習志野市障がい者職場実習奨励金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請金額		円
実 習 先	実習場所名称 (事業所名・店舗名等)	
	所在地	
	実習内容	
	実習期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	あっせん機関名	
実 習 者	氏 名	
	住 所	習志野市
	生 年 月 日	年 月 日生
	障がいの区分	<input type="checkbox"/> 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者 <input type="checkbox"/> その他同程度の障がいがあると市長が認める者
採用予定等	<input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用 <input type="checkbox"/> 未定	

※ 実習内容等は別紙「習志野市障がい者職場実習内容報告書」に記載し提出

※ 実習契約書の写し、または実習を確認できる書類を提出

第2号様式（第7条）

習志野市障がい者職場実習奨励金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

習志野市長

年 月 日付けで申請のあった習志野市障がい者職場実習奨励金については、次のとおり決定したので通知します。

1 交付をする。

交付金額	円
交付の方法	銀行振込による
実習期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
実習者氏名	

2 交付をしない。

（理由）

第3号様式（第8条）

習志野市障がい者職場実習奨励金交付請求書

年 月 日

習志野市長 宛て

補助事業者 所在地.....

事業所名.....

代表者名.....

（事務担当者）

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました習志野市障がい者職場実習奨励金を、次のとおり請求します。

請求金額	円
実習者 氏名	
実習期間	年 月 日 ~ 年 月 日 日間
振込金融機関	
口座名義人	
預金区分	普通 ・ 当座
口座番号	

習志野市障がい者職場実習内容報告書

実習者 氏名 _____

(記入者)

実習日	実習時間帯	実習内容 (具体的に記入)
※記入例 令和 ○年 ○月 ○日 (○)	9:00~15:00	・伝票処理 (PC入力) ・資料帳合
年 月 日 ()	~	
年 月 日 ()	~	
年 月 日 ()	~	
年 月 日 ()	~	
年 月 日 ()	~	
年 月 日 ()	~	
年 月 日 ()	~	
年 月 日 ()	~	
年 月 日 ()	~	
年 月 日 ()	~	

※ 実習期間が10日間以上の場合は、上述の内容が確認できる任意様式を提出